

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第13号

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第20号）の一部を次のとおり改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 主事</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 主事は、上司の命を受けて、事務に従事する。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第3条 事務局に事務局長のほか、次の職を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局に次の職を置くことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 主事</u></p> <p><u>(6) 会計年度任用職員</u></p> <p>3 略</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 <u>主事及び会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、事務に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。